

「水の革命と水のガバナンス」研究グループ  
第15回研究会

## 流域委員会方式の成果と限界

2006年 9月 2日

今本博健

### 流域委員会の実態

河川法の改正により、地域の意見を反映した河川整備の計画制度が導入された。

具体的手続は規定されず、運用は河川管理者の裁量に委ねられた。

学識経験者の意見を聴くために、これまでは流域委員会が設置されてきた。

ただし、流域委員会の実態は水系によって異なる。  
名称 構成 委員選出 一般傍聴者 事務局

日弁連の評価：河川法改正の趣旨が活かされていない。

### 望ましい流域委員会像

河川管理者  
法改正の趣旨を活かす意欲  
委員会委員  
委員の選出（公募・範疇・多分野・性別・年齢） 審議の公正性・論理性 意見のとりまとめ  
一般意見  
発言時間の確保 積極的聴取の実施  
事務局  
公平性・透明性確保（第三者への委託）  
委員会の運営  
自主的・民主的運営

### 淀川水系流域委員会

河川管理者の意欲：河川法改正の趣旨の反映  
基本方針の審議日程が未定の早い段階で委員会の設置に着手 準備会議委員の選出  
準備会議：新しい審議方法の答申  
委員会の組織構成 公募による委員の選出 会議および会議内容の公開 一般意見の聴取と反映  
運営の民間委託  
流域委員会：答申をさらに発展させた審議方法  
審議のプロセス（現状認識 整備計画のあり方についての提言 計画案の発表 計画案への意見書 計画案の修正） 提言・意見書の委員による分担執筆 少数意見の尊重 積極的な一般意見の聴取と反映

### 淀川水系流域委員会の成果

提言・意見書の発表  
河川整備の理念の抜本的転換の提言  
提言に基づく整備計画案への意見  
一貫したダムへの態度  
「原則として建設しない」「中止することも選択肢の一つとして抜本的な見直しが必要」「実施するとの方針には賛成できない」  
提言・意見書の河川事業への反映  
連続性の確保 生態に配慮した水位操作 本格的な堤防補強の検討 節水への取組み 河川敷のグラウンド縮小 2ダムの「当面実施しない」への方向転換 対話集会・河川レンジャーの試行など

### 淀川水系流域委員会の問題点

河川管理者・委員会委員・一般住民・事務局の役割  
委員会に関わる4者の「意欲」が支配 出席義務への苦勞 分担執筆への苦勞 自己主張 合意形成 担当者の交代による継続性の維持  
委員会の経費  
開催・情報公開の経費 一般傍聴者の時間的・経済的負担  
委員会の審議能力  
委員会への過度の期待 委員の資質 自主的な調査・検討能力 委員会独自の検討能力  
整備計画への反映  
河川管理者による最終判断 反映しなかった事項への説明責任

## 吉野川方式との比較

### 吉野川方式

吉野川学識者会議 吉野川流域住民の意見を聴く会  
吉野川流域市町村長の意見を聴く会 パブリックコメント 公聴会

### 吉野川方式の評価

始まったばかりで評価は未確定であるが、最大の論点である「第十堰」を検討の対象外としたことには河川管理者の意欲が感じられない

### 淀川流域委員会との比較

学識者会議は流域委員会から一般住民を排除したに過ぎない ファシリテータ方式は論点整理にとどまり、住民側に不満が残る恐れが高い

## 河川整備についての現状認識

川が悪くなった

川が汚され、環境が破壊されようとしている

いま、大きな歴史の流れのなかで、新たな「第4の時代」が開こうとしている

第1の時代：古代利水技術

第2の時代：近世河川技術

第3の時代：近代河川技術

第4の時代：河川環境技術

最近では国交省も変わろうとしている

総合治水対策の導入 超過洪水対策の導入 河川法の改正 「あふれる」治水対策の導入

## 河川整備計画のあり方

### 法的制約からの脱却

整備計画は「基本高水を河道とダムに配分する」という基本方針に即して定めなければならない  
選択肢はない 暫定高水を導入して計画の完結を図ることが重要

### 河川環境の優先

環境・治水・利水は本質的に相容れない

環境への配慮・調整では不十分 環境を最優先

治水には流域対応の併用、利水には水需要の管理による抑制を行うことにより安全度の向上を図る

### 地域の意見の反映

意見を聴く方式そのものは支配的ではない

関係者とくに河川管理者の意欲が支配する

いい川を次代に引き継ぐには

# 第4の時代

の扉を早く開く必要がある

ハザード・ミニマム = 基本的治水権

水害で人を死なせない

このことは直ちに実現可能である